

特定電子メールの送信等に関するガイドラインの改正案概要

別紙1

総務省総合通信基盤局消費者行政課
消費者庁取引対策課

改正案概要

<p>1 適切とはいえない同意取得の例を追加</p>	<p>① 同意取得の際に、特定電子メールを送信する旨を目立たない色の文字で記載していたり、ウェブサイトを膨大にスクロールして注意しないと認識できないような場所に記載されている場合、適切な同意取得とはいえない旨を明記【1P 2①2】</p> <p>② 同意取得の際に、「関連サイトから広告・宣伝メールが送信される」旨の表記を行っている場合があるが、「関連サイト」という表記では、同意通知の相手方を特定できないことから、適切な同意取得とはいえない旨を明記【1P 2①2】</p>
<p>2 誤同意を防止するための望ましい方法を追加</p>	<p>・利用者が広告・宣伝メールの送信がされる旨の記載を見落として、誤って同意することを防ぐため、最後の確認画面等において、利用者に対して広告・宣伝メールの送信について同意した状態となっていることを表示することが望ましい旨を明記【2P 2①2】</p>
<p>3 メールアドレス等の変更時のダブルオプトインの推奨を追加</p>	<p>・なりすましによる同意の防止の観点から、メールアドレス等を変更する際にもダブルオプトインとすることを推奨する旨を明記【3P 2①5】</p>
<p>4 デフォルトオンを採用する際の留意点を追加</p>	<p>① デフォルトオンを採用しており、チェックボックスが画面上で通常では受信者が閲覧しないような場所に設置され、受信者が気づかずに同意通知がされた場合、その同意の意志表示の有効性に疑問がもたれる旨を明記。また、利用者が通常閲覧しないような場所にチェックボックスが設置されている場合、利用者が容易に認識できる場所に注意表示をすることが望ましい旨を明記【4P 2①8】</p> <p>② デフォルトオンを採用しており、チェックを外したものの、「戻る」ボタン等で前画面に戻ると、外したチェックが元に戻っているような場合、適切な同意の取得の観点から望ましくなく、利用者がそれに気づかずに形式的に同意の通知をしても有効な同意の意思表示がなされたとはいえない旨を明記【5P 2①8】</p>
<p>5 簡便なオプトアウトの例を追加</p>	<p>・簡便なオプトアウト方法の例として、例えば、広告宣伝メール本文に記載するオプトアウトの通知のためのURLをクリックして表示されるオプトアウト画面で容易にオプトアウトができるようにする等の工夫が考えられる旨を明記【8P 4 5】</p>
<p>6 具体的な画面例の追加</p>	<p>① 同意取得にあたり目立たない色の文字等で記載している不適切な画面例【12P 2①2）関係】</p> <p>② 誤同意を防止するため、最後の確認画面等で広告・宣伝メール送信に同意となっている旨を明示する画面例【16P 2①2）関係】</p> <p>③ デフォルトオン、デフォルトオフの具体的な画面例【17P 2①7）関係】</p> <p>④ ガイドラインでデフォルトオンを採用する場合に、画面上でチェックを外さないと送信に同意したことになる等の記載を推奨しているが、その具体的な画面例【18P 2①8）関係】</p> <p>⑤ デフォルトオンで、チェックボックスが画面上で通常では利用者が閲覧しないような場所に設置されている画面例及びその際の注意表示の具体的な画面例【19～20P 2①8）関係】</p> <p>⑥ デフォルトオンで、チェックを外したものの、「戻る」ボタン等で前画面に戻ると外したチェックが元に戻っている場合の具体的な画面例【21P 2①8）関係】</p> <p>⑦ 簡便なオプトアウト方法の具体的な画面例【23P 4 5）関係】</p>

※ カッコ内のページは、新旧対照表のページ

改正案概要

7 その他(よりわかりやすくするための表現の修正等)

- ① 会員制サイトでの他の会員からの連絡を装った迷惑メールが送信される事例が散見されるため、当該メールは特定電子メールに該当する旨を明記【1P 1①関係】
- ② これまでもガイドライン上でデフォルトオフを推奨してきており、節のタイトル「デフォルトオン／オフ」をガイドラインの文章に合わせて「デフォルトオン／オフ(デフォルトオフの推奨)」に変更【4P 2 7)関係】
- ③ 現行のガイドラインで、ダブルオプトインより簡便な方法として、「同意通知受領後、広告宣伝メールを含まないメールを送信し、一定期間受信者から異議がない場合に広告宣伝メールを送信する方法がある旨」記載されているが、方法を簡素化し、「受信者本人ではない場合に返信を求める旨のメールを送付し、受信者から返信がない場合に広告宣伝メールを送信する方法がある」旨の記述に修正【3P 2①5)関係】
- ④ 同意を証する記録の保存期間について、わかりやすく図示【6～7P 2②3)関係】
- ⑤ ガイドラインの「連絡先となる」という表記を、よりわかりやすく「通知を受けるための」と変更【10P 5①③関係】
- ⑥ 特定電子メール法に基づく表示義務について、具体的な例をわかりやすく図示【11P 5③関係】

※ カッコ内のページは、新旧対照表のページ